

平成30年度

第1回東大和市地域福祉審議会会議録

東大和市福祉部

○田口福祉部長 次第に沿いまして進めさせていただきます。

次第の1、市長のご挨拶ということで、尾崎市長、よろしくお願いいたします。

○尾崎市長 皆さん、こんばんは。尾崎でございます。

(略)

○田口福祉部長 続きまして、次第の2、委嘱状の交付でございます。

(略)

○田口福祉部長 続きまして、次第の3、委員の自己紹介を行います。

(略)

○田口福祉部長 続きまして、次第の4、会長・副会長の選出となります。

(略)

○田口福祉部長 それでは、次第の5に移らさせていただきたいと思います。ここで、

今期の審議の内容等につきまして、市長から諮問を頂戴したいと思います。

(略)

○田口福祉部長 それでは、以後の進行につきましては、会長をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○A会長 それでは、私のほうで会の進行をさせていただきたいと思います。

続きまして、次第6、事務局の紹介をお願いいたします。

(略)

○A会長 それでは、次第の7、会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

(略)

○A会長 現在、傍聴希望者はありません。

それでは、次第の8番目、議事に入ります。

(1) 専門部会の設置並びに部会員の選出について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(嶋田福祉推進課長) それでは、引き続き事務局の嶋田から説明をさせていただきます。

専門部会の設置並びに部会員の選出につきまして、ご説明を申し上げます。

資料の4、こちらをお手元にご準備いただければと思います。こちらは、地域福祉審議会専門部会設置(案)でございます。

東大和市地域福祉審議会条例第8条の抜粋を掲載させていただいております。私のほうで読み上げさせていただきます。

第8条、第1項、審議会のもとに専門的事項について調査審議するため、専門部会を置くことができる。

第2項、部会員は委員のうちから会長が指名する。

第3項、専門部会に部会長を置き、その選任方法は、部会員の互選による。

こうした形になっております。

平成27年の条例改正によりまして、地域福祉審議会でご審議いただきます計画につきましては、地域福祉計画、それから障害者計画、健康増進計画、一応、この3つとなっております。

このため、部会といたしましては、この3つの計画に関連する地域福祉部会、健康推進部会、障害者部会を置く案をお示しさせていただいております。

なお、この3部会の構成でございますけれども、これは前回までの第8次の審議会での部会構成と同様な形となっております。

私からの説明は以上でございます。

**○A会長** ありがとうございます。

それでは、資料4をごらんください。

事務局から部会の構成について、第8次審議会に引き続き、地域福祉部会、障害者部会、健康推進部会の3部会で構成が示されておりますが、これについては、地域福祉審議会条例に基づいた割り振りとなっております。

何かご意見、ご質問がございますでしょうか。

ございましたら、挙手の上、議事録作成の都合上、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、特に皆様方の質問やご意見がないようなので、専門部会については、3部会で整理したいというふうに思います。

次に、部会員は会長指名となっておりますので、第8条第2項の規定により、私が指名するところがございますが、今、皆様方の割り振りをこの場で行うというのは出来ませんので、事務局として案をいただいております。配りますか。

**○事務局（嶋田福祉推進課長）** それでは、会長の方からございましたので、事務局におきまして、これまでの部会構成等を参考にいたしまして、部会員の割り振りの案を作成しておりますので、よろしければお手元にご配付をさせていただければと思います。

それでは、ただいま配りますので、少々お時間をいただければと思います。

（資料配付）

**○A会長** ただいま事務局から部会員の構成案が示されましたが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○A会長** それでは、皆さんもこちらにつきまして質問等はないようですので、ここでお諮りいたしたいと思います。

（1）専門部会の設置並びに部会の選出について、事務局が示した最終案について賛同されるということよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○A会長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定いたします。

お配りした資料のタイトルに（案）がついていますが、この（案）を取っていただきたいというふうに思います。

各部会員の皆様方、よろしく願いいたします。

また、部会長については、それぞれの部会で集まった際に、互選にて決定いただくという事で、よろしく願いいたします。

では、続きまして、（2）諮問内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（嶋田福祉推進課長） 引き続き、事務局の嶋田から説明をさせていただきます。

先ほどの次第のほう、市長からの諮問の時に、お配りをさせていただきました諮問書の写しの方をご覧いただきたいと思います。

こちらに記載してございます諮問のタイトルにあわせまして、地域福祉の推進及び地域福祉施策の円滑な実施についてということで諮問をさせていただいております。

具体的に申し上げますと、地域福祉審議会条例で、先ほど申し上げました第2条の所掌事務でございます地域福祉計画、障害者計画、健康増進計画、こちらにつきましてのご審議をいただく形となります。

詳しくは、お手元の資料の5をご覧いただきたいと思うんですが、こちらが計画期間の関係図となっております、ちょっと大きい見開きになっていると思いますけれども、こちらをお開きいただければと思います。

こちらは、福祉分野にかかわる計画の期間の関係図となっております。計画によりまして、それぞれの計画期間が若干異なってございますことから、計画の策定年度、異なってまいります。

第9次地域福祉審議会委員の皆様におかれましては、福祉分野の各計画のうち、こちらの図の色がついております矢印の地域福祉計画、それと2つ下になりますが障害者計画・障害福祉計画、それとその下に記載しております健康増進計画、こちらにつきましてご審議いただく形となります。

地域福祉計画につきましては、第5次の計画の後期が平成30年度から始まっております。また、障害者計画・障害福祉計画につきましては、平成30年度より新たに計画期間3年の新しい計画が始まっております。

最後に、健康増進計画につきましては、地域福祉計画と同じような形、6年計画のうちの4年目、平成30年度より4年目後半の4年目というふうになってございます。

このような流れから今年度におきましては、具体的な今申し上げました3つの計画の新しい新たな策定ということは今年度は特にはありません。ただし、平成31年度以降は、平成33年度以降の新しい計画を策定するための準備をしなければならなくなりますため、来年度以降は、各部会とも新しい計画の策定のための部会を行っていく予定となっております。

ます。

なお、今年度につきましては、各部会とも新しい計画の策定はありませんので、前年度、平成29年度の実施状況等の調査について、ご審議をお願いする形となります。

また、平成30年4月の社会福祉法の改正によりまして、今後、新たに作成する地域福祉計画は、具体的には第6次の地域福祉計画というふうになりますけれども、これにつきましては、他の福祉分野の計画を包含するといえますか、上位計画となるような形の性格もあわせ持った計画というふうな形に策定しなければならないという形になっております。

このため、本審議会では直接策定に係る障害者計画・障害福祉計画及び健康増進計画のみならず、他の部局の福祉計画であります高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画、また、子ども・子育て支援事業計画との策定状況等とも連動いたしまして、福祉の計画整備を一体的に進めていくと、こういった形に今後なっていくものと思います。

私からの説明は以上でございます。

**○A会長** ありがとうございます。

今、事務局から（2）諮問内容についての説明が終わりました。

ご質問がございましたら、挙手の上、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

B委員。

**○B委員** 市民委員のBです。

高齢者福祉計画、介護保険事業計画、それから次世代育成支援計画というのは、それぞれ担当の部局があり、あるいはこれに相当するような審議会があり、それなりの事務局で計画を立て、審議会で審議してというのを別途あって、それにあわせてこの地域福祉関係の部局で調整すると、そういうことですね、念のため。

**○事務局（嶋田福祉推進課長）** 事務局、嶋田でございます。

今、B委員ご指摘のとおり、当然、地域福祉計画の中で審議されない計画というのでしょうか、今おっしゃられた高齢者計画ですとか、次世代育成支援計画、こういったものにつきましては、他の、うちでいいますと、高齢介護課であったりとか、子育て支援課であったりということが主に主管課となって、この地域福祉審議会以外のところで審査をやり、議論されるという形になります。

先ほど私のほうからもご説明申し上げましたとおり、このたびの法改正によりまして、地域福祉計画、今まではそれぞれの健康増進計画であったりとか、障害者計画と、いわゆる並列というか、縦並びの同じような性格であったものなんですが、そういう性格を持ちつつ、なおかつその横串を刺した各計画の上位計画というような性格もあわせ持ちなさいという形に、地域福祉計画の位置づけがなりましたので、そういうふうな形の議論で、たまたまこの福祉には、この部会にはないんですけれども、当然、高齢者計画であったりとか、次世代のほうの計画も視野に入れながら、地域福祉計画につきましては、そういう位

置づけのものというふうになってきている。そういう性格でも審議をしていくという形になっております。

以上でございます。

○田口福祉部長 すみません、福祉部の田口でございます。

すみません、お手元に障害者総合プラン、この水色の冊子をお持ちかと思えます。ちょっと補足をさせていただきますが、こちらの該当書類の6ページをちょっとお開きをいただければと思えます。

この冊子の6ページのところに、これはたまたま障害者総合プランと他の計画の関係図というふうになっておりますけれども、こちらのほうにありますように、子ども・子育て支援事業計画、介護の関係ですとか、健康の関係、障害の関係、地域福祉計画の関係がここに記載がございますが、その地域福祉計画がそれぞれの計画の上位のほうに横に、横串が刺さっているような形の表になっているかと思えます。

今までこの横串がなかったものが、この4月から地域福祉計画の単独のものもございすけれども、大枠、上位計画という形で、それぞれの細かい計画の上の中に、大どころをそれぞれ列挙するような形になっていくのかなというふうには担当部局のほうでは考えている、ちょっとここは参考にして、図式的なものをちょっと参考に記載がありますので、見ていただければと思えます。

私からは以上です。

○A会長 B委員、よろしいですか。

○B委員 はい。

○A会長 他にいかがでしょうか。

C委員。

○C委員 社会福祉協議会のCでございますが、前回の地域福祉計画の審議の折に、いわば東京都が、昨年の話ですけれども、東京都が地域支援計画というのをつくっているということで、それが大幅に変われば直さなくちゃいけないという話がありましたけれども、既に東京都は地域支援計画をつくりました。中身、多分もうご覧になったと思うんですけれども、大幅に変える要素はないということでよろしいですか。

○事務局（嶋田福祉推進課長） すみません、事務局、嶋田でございます。

今、C委員ご指摘ありました、そういったところの計画、策定されましたので、中を詳細に読み込んでいて、当然、影響のあるところというのは、それに踏まえてやっていくような形になると思えますが、当然、そことの連動といいますか、当然、参考にさせていただきますながら、必要に応じて見直すべきところは見直していく、そういうような姿勢でやっていきたいとこのように考えております。

以上でございます。

○A会長 D委員、よろしく申し上げます。

**OD委員** この全体会の後に、部会に分かれますよね、それで年、これで見ると年3回でしかないわけですよね。それで、やっぱり3回しかないということで、充実させるためにどうしたらいいかと思うのは、まず1点は、いきなりこの部会に入るとというのが、ちょっとよく分からないんです。

と言うのは、さっき地域福祉、共生型、市長も言われる共生型社会、横のつながりが大事だと今言われましたよね。ということは、地域福祉社会のこのうたい文句に「人と地域がつながり支え合う 安心 安全 あたたかいまち」と、こういうものを審議会の委員の皆さんがどういう思いで言うかという、そういう思いを持って審議を進めて、いきなりその部会でやるというのはどうもちょっと無理があるのかなと。

それから、条例にも地域福祉の推進と書いていますよね。だから、その全体的なイメージを委員さんが持って、各部会に分かれなきゃいけないんじゃないかなというふうに、基本的にそうだと思うんです。

それと、毎回、よく最後になりますと、各部会の全体会でいきなり各部会はこうです。意見ありませんかと出されますよね。あれ、やはりいきなり出されても難しいんですよ。だから、必ず事前にそういうレジュメを委員さんに1週間か10日前に配って、それで全体会に臨むような、そういう働き方改革じゃないんですけれども、委員会のあり方もやはり少しずつ改善していく必要があるんじゃないかと。

それから、思うのは、委員の全体の意見に審議会でこういう意見出ましたって出ますよね。あれももう少しわかりやすく、あれだって私なんかは何言っているのかなというところがあるんですよ。易しく、市民にもわかりやすいような、そういう文書の構成にしてもらったほうがいいと思うんですよ。

私、大事な事は、物事は積み重ねですから、去年やったことが今回どう、今までどういうふうに生かされたのかとか、そういう話もないまま、またいきなり部会に入ってしまうというのは、ちょっと私たちはちょっとすっきりしないんですけれども、どうでしょうかね。

**○事務局（嶋田福祉推進課長）** すみません、事務局、嶋田でございます。

幾つかご指摘頂戴しましたと思いますが、すみません、漏れがありましたら、またご指摘いただきたいんですけれども、まず、年3回の回数の部分というところですが、確かにそうですね、なかなかこれでやり切れるのかというようなご趣旨のご発言だと思いますけれども、いろいろ予算とかの絡みもある中で、今大体、全体会であるとか、部会というのは数が少ない形になっておりますけれども、当然、計画の策定のタイミングになりますと、これと部会と3回、4回と数が増えたりですとか、そういったところにも出てまいります。

数のところは予算の絡み等もあることなので、ここで今すぐ何か改善しますとか、回数ふやせますとかというお約束をできるものではございませんけれども、必要に応じて、もしそういうふうなご意見が多数になるということであれば、今後そこは考えていきたいと

いうふうに思っております。

ただ、一方で、その予算の絡みもありますので、なかなかご要望にお応えできるかどうかというのは、ちょっとここではお約束できないという形でございます。

それから、事前に資料配付、1週間、10日前にというふうなことの案もございました。私どもも当然、委員さんが適切に、また事前にお読み取りいただいて、この審議会に臨んでいただくという意味では、今、D委員ご指摘のとおりできるだけ早くということは、従前から取り組んでおるんですが、なかなか私どもの仕事の都合等もありまして、今回もなかなか早目にお配りすべきところが出ていないというようなところがあるのも事実でございます。

ここは事務局、ましてそれから他の課にもいろいろ資料調査なんかも依頼するわけなんですけれども、できるだけ委員の皆様が審議しやすいような形でということでは、日々努力をしておるんですが、今またご意見をいただきましたので、引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、この審議会のあり方といいますか、そういったところも含めまして、改善点ありましたら、ご意見いただきまして、私どもできる範囲で、その辺は皆様、委員の皆様が審議しやすいような環境づくりという形で努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

**○D委員** 地域福祉のあり方というものについて、よく分からないんですけれども、それちょっとお答えいただけます。

**○田口福祉部長** 田口でございますが、地域福祉のあり方というのが、当然、それぞれの地方自治体のその歴史も含めて、その地域資源の状況等にもよりますので、基本にはその特性を生かした地域福祉をつくっていくというのが、国ですとか、東京都ですとか、そういう言い方をしております。

ですから、当然、お話の趣旨としては、東大和市の状況はどうかということに関しましては、皆様方に情報資料等を提供しなければならないというふうには思っております。

特に、都市部と国で言っているところの地域福祉というものが、例えば、田舎のほうの山の中の人口が8,000、1万という町と、当然、都市部の東大和市におきましては大体8万6,000人ほど、また八王子にいけば数十万と、もっと言えば横浜ですと何百万というレベルになります。そういったところの地域特性が違うということもございまして、やっぱり逆に皆様方、ここにおられる方々は市民であり、また事業所のお勤めの方々であり、東大和市でそれぞれの活動をされたり、お住まいになっている方々の思うところを、またご提言いただくなりしていただくのが、やっぱり基本的な考え方かなというふうに思っております。

ただ、そうは言っても、漠然としたというところもございますので、その大どころの部分の基本的な部分、もし参考となるようなものがございましたら、資料なり、また会長、先生のほうから何かしらのご提供をいただきながら、事前にお渡しできるような読み物なり、そういったものをご用意させていただくようなものがあれば、ご用意はさせていただきましてご配付等、また、できるかどうか、ちょっとこれは何とも申し上げられませんが、研修会なり、勉強会なりというものを、A先生が大学の先生ということでもございますので、状況によっては、和先生にそういったことをレクチャーいただくということも必要なというふうなところもございますので、そういった審議の運用の仕方に皆様方のご意見もございましたら、そのように事務局のほうとしましても、先生ともご相談をさせていただきながら、そういった機会が設けていければというふうには考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

**○A会長** 私も微力ながら協力させていただきたいと思います。

今、部長からもありましたけれども、その地域によって規模が違うので、組織、この審議会自体もどこの自治体もトップになると地域福祉に関しては、その間にどういうものを挟んでいくかというのは、ちょっと自治体によって違うんです。

東大和市の場合は8万人都市になりますので、そうすると、審議会があつて部会と、とてもシンプルになっているので、今の組織図だと、やはり部会のところでできる限り、皆様方の意見を集約して、審議会というのは本当にもう決める、全体で決めるところになるので、今部長がおっしゃったように、わかりづらいところは私もぜひレクチャーをさせていただきながら、この部会の下に何かをつけるというのが、なかなかそういうことができないとは思いますが、それもぜひ工夫もさせていただきながら進めていけたらというふうに思いますので、引き続き、ご意見をいただきながら進めたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、他にいかがでしょうか。

それでは、皆様方、こちらにつきまして、質問ないということでございますので、ここでお諮りしたいと思います。

(2) 諮問内容について、事務局が示したとおりで賛同されるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○A会長** ありがとうございます。

それでは、そのように決定いたします。

続きまして、(3) 平成30年度地域福祉審議会の予定について、事務局から説明お願いいたします。

**○事務局(嶋田福祉推進課長)** それでは、引き続き、事務局の嶋田でございます。ご説

明を申し上げます。

お手元の資料6をごらんいただきたいと思います。こちら横長のスケジュール的なものとなっておりますが、こちらが本年度、平成30年度におけます地域福祉審議会のスケジュールの案でございます。今年度につきましてのおおよその予定につきまして、示させていただいているところでございます。

今後の予定といたしましては、10月もしくは11月ごろ、こちらは各専門部会を開催させていただき予定となっております。ここでは、平成29年度の年次の事業報告についてご審議をいただくという形になります。

専門部会の日程につきましては、後日、それぞれの先ほど部会員決定させていただきましたけれども、各部会ごとに皆様のご都合等をお伺いさせていただきながら、日程のほうも調整を図ってまいりたいと考えております。

その後、来年になりまして、平成31年のこの予定ですと1月の下旬ごろになるんでしょうか、第2回のこの地域福祉審議会の全体会を予定しております。

ここでは、各専門部会の部会長様、次の部会でそれぞれで互選していただく、互選して決定していただくわけなんですけど、この部会長さんからご審議いただきました内容について、全大会においてご報告をお願いするという形となります。

各部会の審議を受けまして、答申案につきましては、第2回の全体会でこちらもご審議をいただきたいというふうに考えております。

第2回の地域福祉審議会の日程につきましては、10月、11月ごろには行う予定であります専門部会の席等をお借りいたしまして、委員の皆様のご都合、こういったものをお伺いさせていただくような形となりますので、その場で日程を決めさせていただくという形になりますので、よろしく願いいたします。

この第2回、年明けの第2回の地域福祉審議会全体の全体会の審議をいただきまして、答申案にご審議いただいた内容を反映し、2月に会長、それから副会長から市長に答申としてご提出をいただくということで、今の予定としては考えております。

私からの説明は以上でございます。

**○A会長** ありがとうございます。

事務局から(3)平成30年度地域福祉審議会の予定について、説明が終わりました。

ご質問がございましたら、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、こちらにつきまして質問がないようなので、ここでお諮りしたいと思います。

(3)平成30年度地域福祉審議会の予定について、事務局が示したとおりで賛同ということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○A会長** ありがとうございます。

それでは、そのように決定いたします。

おしまい、その他ですが、委員の皆様方から何かございますでしょうか。どうでしょうか。

その他連絡事項として、事務局から何かございますか。

(略)

**○A会長** ありがとうございました。

それでは、本日予定されていた議事がすべて済みしましたので、以上を持ちまして、会議は閉会とさせていただきます。

閉会の挨拶を、市場副会長からお願いします。

**○E副会長** 本日は、地域福祉審議会にご出席、ご協力ありがとうございました。

これを持ちまして地域福祉審議会を閉会します。お疲れ様でした。